

第20号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正理由	2
2 改正内容	2
3 附属機関の概要	3～4
4 長崎まちづくりのランドデザインの概要	5～6
5 新旧対照表	7
【参考】	
1 地方自治法（抜粋）	8

まちづくり部  
令和6年2月

## 1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定に基づき、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を設置し、及び廃止したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

## 2 改正内容

### (1) 附属機関の設置

名称	担当事務	区分	施行期日
長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会	長崎まちづくりのランドデザインの策定に関する重要事項の調査審議に関すること	設置	令和6年7月1日

### (2) 附属機関の廃止

名称	担当事務	区分	施行期日
長崎都心まちづくり構想検討委員会	長崎都心まちづくり構想の策定に関する重要事項の調査審議に関すること	廃止	令和6年6月29日

### 3 附属機関の概要

#### (1) 長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会

##### ア 設置理由

本市は、人口減少というピンチに直面する一方、出島メッセ長崎や西九州新幹線の開業に加え、今後は、長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティ建設、松が枝国際観光船埠頭の2バース化など、交流人口の拡大に影響を与える「新たなまちの基盤」が生まれつつあり、長崎のまちに新たな人や企業、投資を呼び込むチャンスを迎えている。

このチャンスを活かすことで生まれる様々な効果を市全体に波及させ、「経済再生」と「定住人口増加」につなげるため、都心部の回遊性向上や、都心部と周辺部をつなぐネットワークの維持・強化を軸とした「長崎まちづくりのランドデザイン」を策定するものである。

本市のまちづくりの具体的な方向性を示すという重要性を鑑み、策定に当たっては、学識経験者や関係団体等からの知見を集める必要があるため、検討委員会を設置する。

##### イ 審議内容

本市の「経済再生」と「定住人口の増加」の実現に向け、本市が抱える問題の抽出・分析や課題の設定、施策の検討等について審議を行う。

##### ウ 開催予定回数

令和6年度 4回                      令和7年度 1回

##### エ 委員構成（予定）

20人以内（学識経験者、商工業関係団体、交通・輸送関係団体、観光関係団体、地域活動団体、金融関係機関、不動産関係団体、公募市民など）

## (2) 長崎都心まちづくり構想検討委員会

### ア 廃止理由

本検討委員会は、長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティ計画など、新たなまちの基盤から生まれる効果を都心部全体の活性化に繋げることを目的とした「長崎都心まちづくり構想」を策定するために設置したものである。

今回、長崎都心まちづくり構想策定に係る調査審議を終える時期の目途が立ったため、検討委員会を廃止する。

### イ 開催実績（予定を含む）

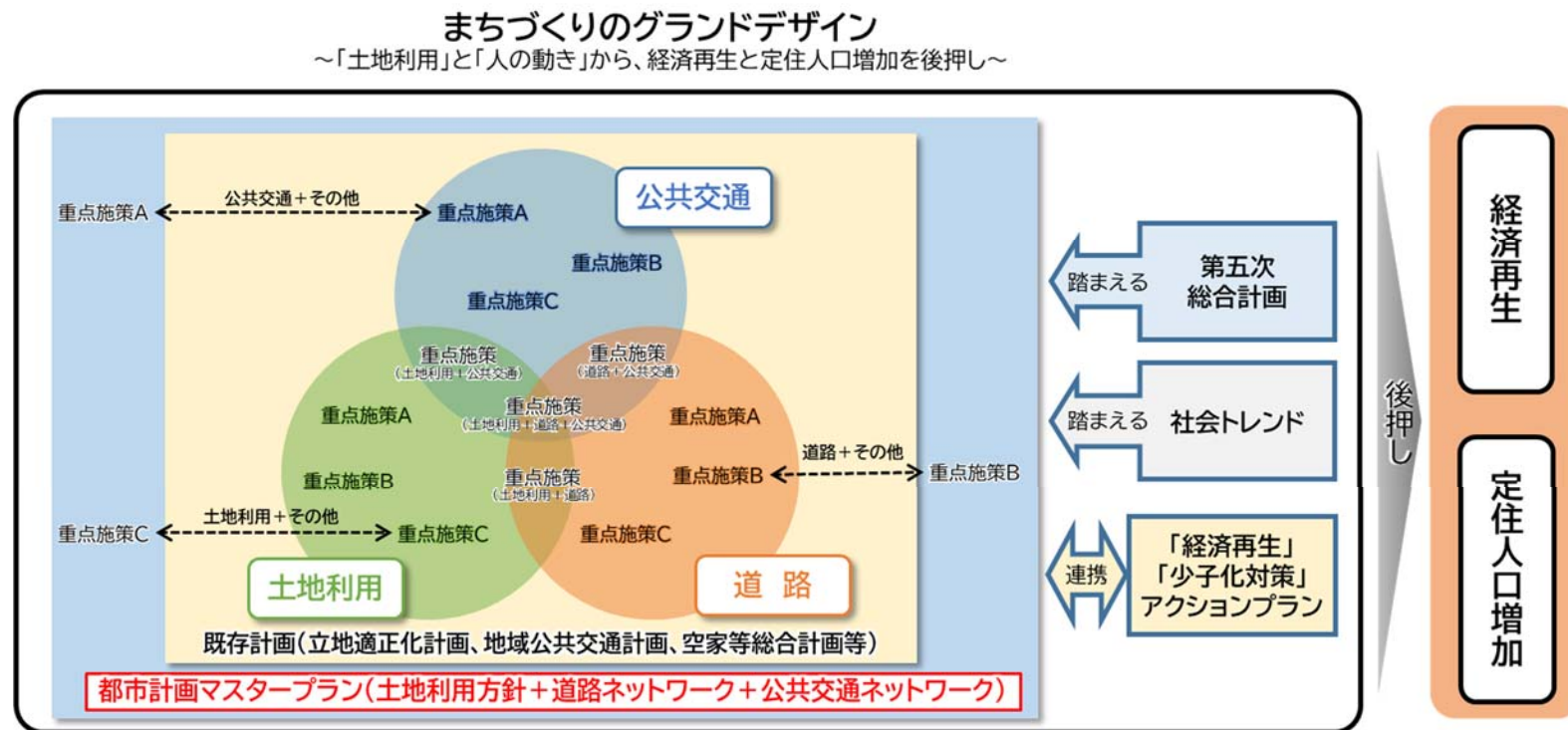
開催回	開催日	議案
第1回	令和4年8月30日	長崎都心まちづくり構想の概要について
第2回	令和5年2月9日	都心部の将来像とまちづくりの方針について
第3回	令和5年5月31日	取り組み内容と各エリアの方向性について
第4回	令和5年10月6日	長崎都心まちづくり構想の整備方針について
第5回	令和6年3月末（予定）	長崎都心まちづくり構想の案について

#### 4 長崎まちづくりのランドデザインの概要

##### (1) 長崎まちづくりのランドデザインの位置づけと策定のイメージ

都市計画マスタープランで定める土地利用方針や道路ネットワークと地域公共交通計画で定める公共交通ネットワークをベースとし、「土地利用」と「人の動き」から、本市の経済再生と定住人口増加を後押しするため、既存計画を検証し、まちなかをはじめとする都心部全体の回遊性向上や都心部と周辺部をつなぐネットワークの維持・強化等にかかるまちづくりの具体的な方向性を示すもの。

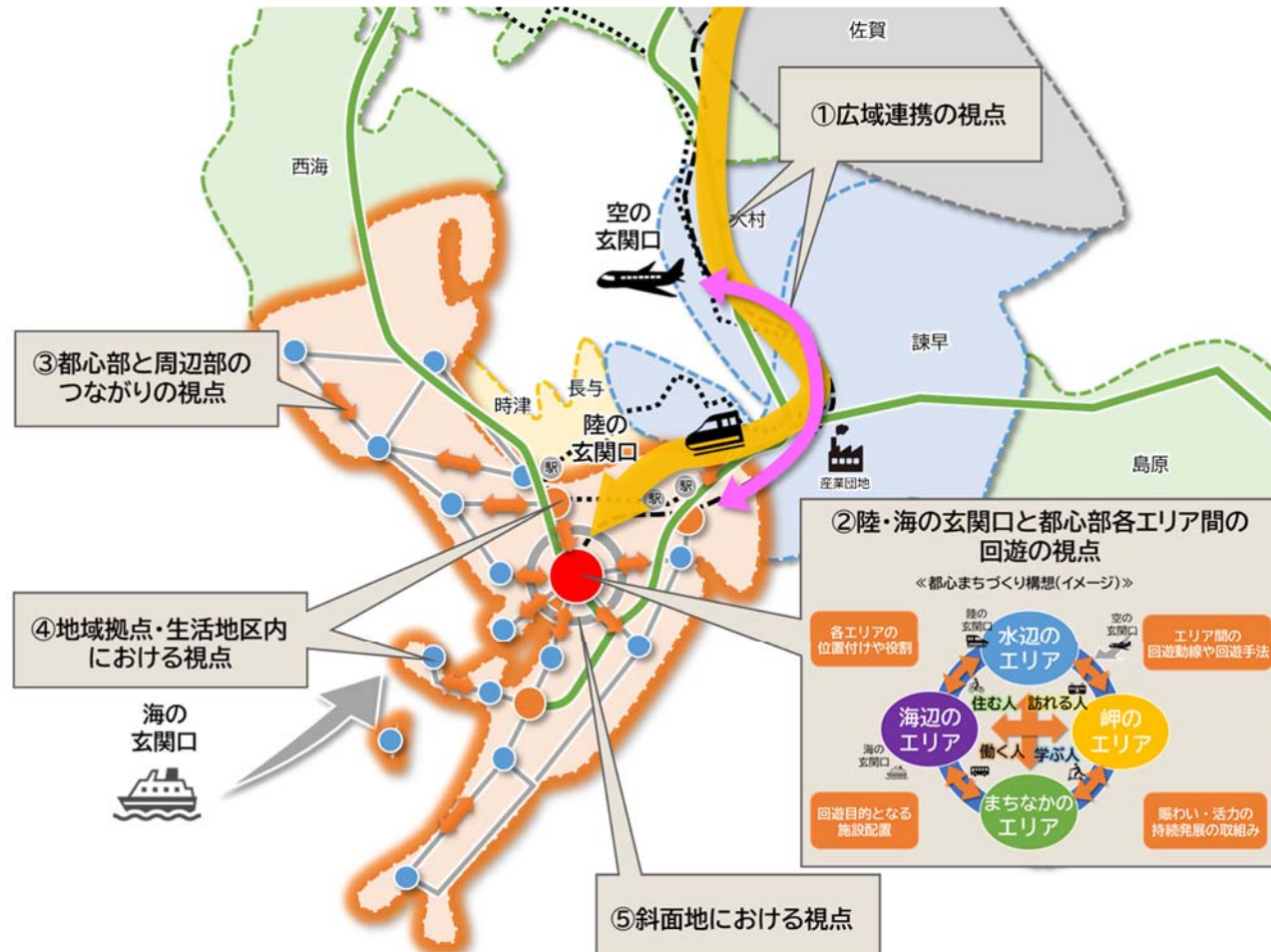
#### <長崎まちづくりのランドデザインの位置づけと策定のイメージ>



## (2) 施策検討のイメージ

「長崎まちづくりのランドデザイン」については、陸・海の玄関口と都心部の各エリア間の回遊の視点や広域的な連携の視点などを踏まえ、検討を進めていく。

### <施策検討の視点（イメージ）>



## 5 新旧対照表

赤文字：令和6年6月29日に施行する内容 青文字：令和6年7月1日に施行する内容

現行			改正（案）令和6年6月29日			改正（案）令和6年7月1日		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）			第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）			第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）		
附属機関の 属する執行 機関等	名称	担当事務	附属機関の 属する執行 機関等	名称	担当事務	附属機関の 属する執行 機関等	名称	担当事務
市長	長崎都心ま ちづくり構 想検討委員 会	長崎都心まちづ くり構想の策定 に関する重要事 項の調査審議に 関すること。	市長	<del>長崎都心ま ちづくり構 想検討委員 会</del>	<del>長崎都心まちづ くり構想の策定 に関する重要事 項の調査審議に 関すること。</del>	市長	<u>長崎まちづ くりのグラ ンドデザイ ン検討委員 会</u>	<u>長崎まちづくり のグランドデザ インの策定に関 する重要事項の 調査審議に関す ること。</u>
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
上下水道事 業管理者	(略)	(略)	上下水道事 業管理者	(略)	(略)	上下水道事 業管理者	(略)	(略)
別表第2（第2条関係）（略）			別表第2（第2条関係）（略）			別表第2（第2条関係）（略）		

## 【参考】

### 1 地方自治法（抜粋）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。